

## 日本語教育支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、大分県自動車関連企業会（以下「企業会」という。）が、会員の行う外国人技能実習生等（以下「技能実習生」という。）への日本語教育に要する経費の一部を補助することにより、会員企業の外国人技能実習生の雇用にかかる負担軽減に資することを目的とする。日本語教育支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）の知事を会長に読み替えて準用するほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、県内に事務所を有する会員企業で、外国人技能実習を実施する者をいう。

2 この要綱において「補助事業」とは、同条第1項に規定する者が自ら企画運営（自ら費用を負担）して、又は他の者に委託して行う日本語教育事業（自社内で雇用する技能実習生等が参加するものに限る。）をいう。

### (補助金の交付)

第3条 会長は、補助事業者が行う補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、国若しくは県、市町村等の実施する他の補助金を現に受けて事業を実施している場合又は実施する予定である場合は、この補助金の対象とならないものとする。

### (補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率並びに限度額は、次の表のとおりとする。

2 実習生から参加費を徴収した場合は、補助事業に要した経費から参加費合計額を差し引いた額を補助対象経費とする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
講師謝金、講師旅費（公共交通機関使用料金に限る）、日本語教育に必要なテキスト代、日本語教育委託料、会場使用料、その他会長が適当と認める経費	補助対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）	300千円

### (補助金の交付申請)

第5条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、会長が別に定める期日までに会長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助事業者概要書（第3号様式）
- (3) 受託事業者概要書（第4号様式）（委託して日本語教育を行う場合に限る。）
- (4) 収支予算書（第5号様式）
- (5) 見積書の写しその他の補助対象経費の積算の根拠となる資料
- (6) 研修を行う講師の経歴が確認できる資料
- (7) 受講生名簿（第6号様式）
- (8) その他会長が必要と認める書類

2 前項の規程による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第6条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更（会長が定める軽微な変更を除く。）する場合には、補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書（第7号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、中止(廃止)承認申請書（第8号様式）を会長に提出し、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規程する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- (6) 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第9号様式）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 この補助金の軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

(補助金の交付決定及び変更交付決定の通知)

第7条 この補助金の交付決定通知は補助金交付決定通知書（第10-1号様式）により、また変更交付決定通知は補助金変更交付決定通知書（第10-2号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 この補助金の申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第11号様式）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 この補助金の実績報告は、実績報告書（第12号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月15日のいずれか早い期日までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第13号様式）
- (2) 収支精算書（第14号様式）

- (3) 見積書の写しまたは契約書の写し
- (4) 請求書の写し及び領収書の写し
- (5) 受講者名簿（第6号様式）
- (6) その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第12条 この補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第15号様式）により行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る日本語教育支援事業費補助金から適用する。